

三重県外来医療計画策定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 三重県外来医療計画の策定にあたり、広く関係者の意見を求めるため、「三重県外来医療計画策定検討会議」(以下「検討会議」という)を設置する。

(業務)

第2条 検討会議は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 三重県外来医療計画の策定内容に関すること
- (2) その他医療保健部長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員は、学識経験を有する者その他医療保健部長が必要と認める者のうちから、医療保健部長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 検討会議委員の任期は、1年以内とする。ただし、任期の途中で委員の交替があった場合は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第5条 検討会議に座長を置き、検討会議委員から互選により選出する。

- 2 座長は検討会議の進行を行う。
- 3 座長の承諾で、委員以外の専門家等の意見を聴くことができる。

(会議)

第6条 検討会議は、事務局が招集する。

(事務局)

第7条 検討会議の庶務は、三重県医療保健部において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他検討会議に関し、必要な事項は、事務局が検討会議に諮って定める。

附則

この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年５月２９日から施行する。